

医療関係者研修費等補助金及び臨床研 修費等補助金交付要綱

厚生労働省発医政第0521001号
平成21年5月21日

厚生労働省発医政0422第7号
平成22年4月22日

厚生労働省発医政0426第6号
平成23年4月26日

厚生労働省発医政0510第6号
平成24年5月10日

厚生労働省発医政0520第2号
平成25年5月20日

厚生労働省発医政0603第5号
平成26年6月3日

医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 これらの補助金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保、資質の向上、離職の防止及び就業の促進、並びに医師、歯科医師及び薬剤師等の資質の向上を図り、もって安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりの推進を目的とする。

(交付の対象)

- 3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 医療関係者研修費等補助金

ア 中央ナースセンター事業（医療従事者等確保対策費）

平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」（以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。）に基づき公益社団法人日本看護協会が行う事業

イ 看護職員確保対策特別事業（医療従事者等確保対策費）

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき厚生労働大臣が認める者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）が行う事業

ウ 看護職員資質向上推進事業（医療従事者資質向上対策費）

「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき厚生労働大臣が認める者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く）が行う看護職員専門分野研修

エ プログラム責任者養成講習会事業（医療従事者資質向上対策費）

平成16年10月18日医政発第1018006号厚生労働省医政局長通知「プログラム責任者養成講習会の実施について」の別紙「プログラム責任者養成講習会実施要綱」に基づき臨床研修協議会が行う事業

オ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業（医療従事者資質向上対策費）

プログラム責任者講習会

平成24年4月5日医政発0405第11号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修指導医講習会（プログラム責任者講習会）の実施について」の別紙「歯科医師臨床研修指導医講習会（プログラム責任者講習会）実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された団体が行う事業

カ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業（医療従事者資質向上対策費）

平成24年4月5日医政発0405第10号厚生労働省医政局長通知「医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施について」の別紙「医療関係職種実習施設指導者等養成講習会実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された団体が行う事業

キ 薬剤師生涯教育推進事業（医薬品適正使用推進費）

平成22年4月22日薬食発0422第12号厚生労働省医薬食品局長通知「薬剤師生涯教育推進事業実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された法人が行う事業

ク 遠隔医療従事者研修事業

「遠隔医療従事者研修事業実施要綱」に基づき別に定める公募要領により採択された団体が行う事業

ケ 災害医療コーディネーター研修事業

平成21年3月30日医政発第033007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」の別添「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う事業

（2）臨床研修費等補助金

臨床研修事業等（医療従事者資質向上対策費）

ア 医 師

平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」の別添「医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき公私立大学附属病院及び厚生労働大臣の指定した公私立病院の開設者等が行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に定める臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び地域協議会の事業

イ 歯科医師

平成18年7月3日医政発第0703012号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修費補助事業の実施について」の別紙「歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱」に基づき公私立大学歯学部若しくは医学部附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）及び厚生労働大臣の指定した公私立病院若しくは診療所の開設者が行う歯科医師法（昭和23年法律第20

2号) 第16条の2第1項に定める歯科医師臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び指導歯科医資質向上推進事業

(交付額の算定方法)

4 これらの補助金の交付額は、次の（1）のア～ケにより算出された額の合計額及び次の（2）により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 医療関係者研修費等補助金

ア 中央ナースセンター事業

(ア) 別表1の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

イ 看護職員確保対策特別事業

(ア) 別表2の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ウ 看護職員資質向上推進事業

(ア) 別表3の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

エ プログラム責任者養成講習会事業

(ア) 別表4の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

オ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業

(ア) 別表5の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

カ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

(ア) 別表6の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除

した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

キ 薬剤師生涯教育推進事業

(ア) 別表7の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ク 遠隔医療従事者研修事業

(ア) 別表8の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ケ 災害医療コーディネーター研修事業

(ア) 別表9の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(2) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業等

ア 別表10の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

イ アにより種目ごとに選定された額の合計と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を交付額とする。

(交付の条件)

5 これらの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）には、6に定める申請手続による当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長又は厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣等」という。）の承認を受けなければならない。ただし、区分補助金間相互の経費の配分の変更は認めないものとする。

(2) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。

(4) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣等に報告して、

その指示を受けなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに厚生労働大臣等に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣等に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (10) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

- (12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には（1）から（10）までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において（1）から（4）まで、（6）及び（9）中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と（5）中「厚生労働大臣等の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と、（10）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合は、あらかじめ厚生労働大臣等の承認又は指示を受けなければならない。
- (14) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (15) 補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を別紙様式5により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

（申請の手続）

- 6 これらの補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県以外が行う3の(2)のアの事業
- (ア) 補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、別途定める期日までに地方厚生局長に提出するものとする。
- (2) 都道府県が行う3の(2)のアの事業
- 補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに地方厚生局長に提出するものとする。
- (3) 都道府県以外が行う3の(2)のイの事業
- (ア) 補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (4) 3の(1)及び都道府県が行う(2)のイの事業
- 補助事業者は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 これらの補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には6に定める申請手続に従い毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 これらの補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、6の(1)の(ア)、(3)の(ア)若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。
- (2) 国は、6の(1)の(イ)、(2)、(3)の(イ)、(4)若しくは7による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

9 補助事業者は、事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣等の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣等は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 これらの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(2)のアの事業

- (ア) 補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。
- (イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式4により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(2) 都道府県が行う 3 の (2) のアの事業

補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生局長に提出するものとする。

(3) 都道府県以外が行う 3 の (2) のイの事業

(ア) 補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式4により関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 3 の (1) 及び都道府県が行う (2) のイの事業

補助事業者は、別紙様式4による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣等は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認を受けてその定めところによるものとする。

別表 1

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療 関係者 研修費 等補助金	中央ナース センター事業 (人件費)	14,336千円	中央ナースセンター事業に 必要な次に掲げる経費 報酬、給料
	中央ナース センター事業 (運営事業費)	318,452千円	中央ナースセンター事業に 必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅 費、需用費（消耗品費、印刷 製本費、食糧費（会議 費））、役務費（通信運搬 費、広告料、手数料、雑役務 費）、使用料及び賃借料、委 託料

別表 2

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療 関係者 研修費 等補助金	看 護 職 員 確 保 対 策 特 別 事 業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策 特別事業に必要な次に掲げる 経費 報酬、賃金、謝金、旅費（外 国旅費を含む。）、消耗品 費、印刷製本費、会議費、光熱 水費、通信運搬費、保険料、広 告料、雑役務費、委託料、使用 料及び賃借料、備品購入費

別表3

1区分	2種目	3基準額	4対象経費
医療 関係者 研修費 等補助 金	看護職員資質向上推進事業	看護職員専門分野研修 1人あたり 99千円	看護職員専門分野研修の実施に必要な次に掲げる経費 謝金、旅費、消耗品費

別表4

1区分	2種目	3基準額	4対象経費
医療 関係者 研修費 等補助 金	プログラム責任者養成講習会事業	プログラム責任者養成講習会 10,909千円	プログラム責任者養成講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）

別表 5

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療 関係 者研修 費等補助 金	歯科医師臨床研修指導医講習会事業	プログラム責任者講習会 3,109千円	プログラム責任者講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）、備品購入費

別表 6

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療 関係 者研修 費等補助 金	医導 療者 関等 係養 職成 種講 習実 習会 施事 設業 指	I 歯科技工士 II 歯科衛生士 893千円 3,316千円	医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）

別表7

1区分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	薬剤師生涯教育推進事業	15,150千円	薬剤師生涯教育推進事業を行なうために必要な次に掲げる経費 賃金、諸手当、社会保険料事業主負担、報償費（謝金）、旅費、需用費（会議費、印刷製本費）、通信運搬費、使用料及び賃借料（会場借料）

別表8

1区分	2種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	遠隔医療従事者研修事業	6,780千円	遠隔医療従事者研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料、機器借料）、委託料

別表9

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	災害医療コーディネータ研修事業	10,340千円	災害医療コーディネーター研修事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料（会場借料、機器借料）

別表10

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床研修費等補助金	臨床研修事業（教育指導経費）	<p>I 医 師</p> <p>④ 基幹型臨床研修病院（大学病院を含む。）が申請する場合</p> <p>次により算定した合計額</p> <p>ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。</p> <p>また、次に掲げる①又は②のいずれかに該当する場合は、合計額に0.9を乗じた額とし、①及び②のいずれにも該当する場合は、合計額に0.8を乗じた額とする。</p> <p>①研修医に決まって支払われる給与（時間外手当、当直手当等を除く。）が年額720万円を越える場合（都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。）</p> <p>②当該年度4月1日現在の都道府県内の研修医受入数の合計が、募集定員の上限を超えている都道府県に所在し、かつ、「医師法第16条の2 第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日医政発第0612004号（一部改正 平成24年3月29日）。以下「施行通知」という。）第3の3により、当該病院の募集定員が、直近の年度の研修内定者数の実績となっている病院で、当該年度4月1日現在で、施行通知第2の5(1)スによる募集定員を超えて研修医を受け入れている場合</p> <p>1 指導医経費</p> <p>(1) 指導医経費</p> <p>ア 1種地域及び2種地域 (67,000円／月額) × 研修医延人数</p> <p>イ 3種地域 (56,000円／月額) × 研修医延人数</p> <p>ウ 4種地域 (51,000円／月額) × 研修医延人数</p> <p>エ 5種地域 (45,000円／月額) × 研修医延人数</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 研修管理委員会等経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>2 プログラム責任者人件費 (プログラム管理に係るもの)</p> <p>3 賃金（指導医及びプログラム責任者の補助者雇上経費）</p> <p>4 役務費（通信運搬費）</p> <p>5 指導医、プログラム責任者（研修医指導分）にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>6 プログラム責任者養成講習会修了者及び臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p> <p>7 剖検経費 大学病院にあっては、消耗品費 臨床研修病院にあっては、報償費（謝金）、旅費、消耗品費</p> <p>8 へき地診療所等の研修経費 旅費</p> <p>9 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当（事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る。）</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 (教 育 指 導 經 費)	<p>ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に2,000円を加算して得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 賃金 $(17,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{研修医延人数}$</p> <p>2 剖検経費 (1学年平均研修医数) 大学病院にあっては、 $(40,000\text{円}/\text{年額}) \times \text{研修医数}$ 臨床研修病院にあっては、 $(95,000\text{円}/\text{年額}) \times \text{研修医数}$ ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数／病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p> <p>3 プログラム責任者等経費 (1学年平均研修医数) (ア) 研修医1人 327,000円／年額 (イ) 研修医2～19人 491,000円／年額 (ウ) 研修医20人～ 981,000円／年額 (エ) 研修医の募集定員が20人以上で、将来小児科医又は産科医になることを希望する研修医を対象とした研修プログラムを設けた病院 $1,962,000\text{円}/\text{年額}$</p> <p>4 研修管理委員会等経費 次に掲げる(1)及び(2)の合計額 (1) 研修管理委員会 257,000円／年額 (2) 地域医療対策協議会等連絡調整 地域医療の研修を行う施設の選定や医師派遣等を行う際に、地域医療対策協議会や臨床研修施設等と調整のための会議を行う病院 $85,000\text{円} \times \text{実施回数}$ ただし、実施回数の上限は2回を限度とする。</p> <p>5 へき地診療所等研修支援経費 $(10,000\text{円}/\text{日額}) \times \text{事業延日数}$</p> <p>6 医師不足地域宿日直研修事業経費 1種又は2種地域に所在する病院又は診療所</p>	<p>10 指導医養成講習会の開催に必要な次に掲げる経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食料費(会議費))、役務費(通信運搬費)(ただし、1種又は2種地域に所在する基幹型病院において、指導医養成講習会を開催する場合に限る。)</p> <p>11 中核病院と医師不足地域の中小病院・診療所が連携した臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 研修プログラム作成者(補助者も含む。)の謝金、人件費、手当、賃金、旅費(連携する病院等との打合せにかかるもの)、派遣する指導医に係る人件費、手当</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 一 教 育 指 導 経 費	<p>(1) 1年次生 $(80,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{宿日直研修事業延月数}$ ただし、80,000円の月額単価は、1月間ににおける宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 2年次生 ア 指導医等が研修医と当直する場合 $(80,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{宿日直研修事業延月数}$ ただし、80,000円の月額単価は、1月間ににおける宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 イ 指導医等がオンコール体制にある場合 $(20,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{宿日直研修事業延月数}$ ただし、20,000円の月額単価は、1月間ににおける宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>7 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療所 (1) 指導医等が研修医と当直する場合 $(80,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数}$ ただし、80,000円の月額単価は、1月間ににおける宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 (2) 指導医等がオンコール体制にある場合 $(20,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{産婦人科又は産科の研修期間における宿日直研修事業延月数}$ ただし、20,000円の月額単価は、1月間ににおける宿日直日数が4日以上の場合と</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 修 業 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 指 導 經 費 ）	<p>し、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>8 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所 (1) 指導医等が研修医と当直する場合 (80,000円／月額) ×小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。 (2) 指導医等がオンコール体制にある場合 (20,000円／月額) ×小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、20,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>9 指導医養成講習会開催経費 当該年度に開催指針に基づく指導医養成講習会を開催し、かつ、1種又は2種地域に所在する病院 1,030,000円／年額</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （教 育 指 導 經 費）	<p>10 臨床研修指導医確保事業経費</p> <p>中核病院と医師不足地域の中小病院・診療所が連携した臨床研修を行うため、臨床研修プログラムを作成又は指導医を派遣する病院（医師不足地域の中小病院・診療所で3月以上、研修医が臨床研修を行う研修プログラムであるものに限る。）</p> <p>(1) 中核病院</p> <p>大学病院又は人口10万人当たり医師数が全国値を上回る二次医療圏に所在し、募集定員10人以上の臨床研修病院</p> <p>ア 研修プログラム作成経費 1,822,000円／年額</p> <p>イ 派遣指導医経費 (11,000円／日額) × 指導医派遣延日数 ただし、派遣延日数の上限は52日とする。</p> <p>(2) 医師不足地域の中小病院</p> <p>人口10万人当たり医師数が全国値以下の二次医療圏に所在し、募集定員10人未満の臨床研修病院</p> <p>ア 研修プログラム作成経費 1,802,000円／年額</p> <p>イ 派遣指導医経費 (16,000円／日額) × 指導医派遣延日数 ただし、派遣延日数の上限は12日とする。</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p> <p>◎ 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設が申請する場合</p> <p>次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修医延人数、事業延日数には、国が開設する病院等補助対象外の病院における研修医の人数、事業日数は含めないこと。</p> <p>また、研修医に決まって支払われる給与（時間外手当、当直手当等を除く。）が年額720万円を超える場合（都道府県の要請等により受け入れた自治医科大学の医学部卒業生を除く。）</p>	<p>臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 役務費（通信運搬費）</p> <p>2 指導医にかかる謝金、人件費、手当</p> <p>3 臨床研修等指導医養成講習会修了者が、より高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な次に掲げる経費 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 修 事 業 費 等 育 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （ 教 育 ） 指 導 經 費 （ ）	<p>1 指導医経費 (1) 指導医経費 ア 1種地域及び2種地域 (67,000円／月額) × 研修医延人数 イ 3種地域 (56,000円／月額) × 研修医延人数 ウ 4種地域 (51,000円／月額) × 研修医延人数 エ 5種地域 (45,000円／月額) × 研修医延人数 ただし、都道府県知事により、二次又は三次救急病院に認定されている病院については、上記月額単価に2,000円を加算して得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 賃金 (17,000円／月額) × 研修医延人数</p> <p>2 剖検経費(1学年平均研修医数) 大学病院にあっては、 (40,000円／年額) × 研修医数 臨床研修病院にあっては、 (95,000円／年額) × 研修医数 ただし、上記基準額に「補助対象となる病院等における研修医延人数／病院群全体の研修医延人数」を乗じて得た額とする。</p> <p>3 医師不足地域宿日直研修事業経費 1種又は2種地域に所在する病院又は診療所 (1) 1年次生 (80,000円／月額) × 宿日直研修事業延月数 ただし、80,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円 × 1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p>	<p>4 剖検経費 大学病院にあっては、消耗品費 臨床研修病院にあっては、謝金、旅費、消耗品費</p> <p>5 医師不足地域宿日直研修事業経費、産婦人科宿日直研修事業経費及び小児科宿日直研修事業経費 指導医等の手当（事業日数1日当たり当直医師1名分の手当に限る。）</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （教 育 指 導 經 費 ）	<p>(2) 2年次生</p> <p>ア 指導医等が研修医と当直する場合 (80,000円／月額) ×宿日直研修事業延月数 ただし、80,000円の月額単価は、1月間に おける宿日直日数が4日以上の場合とし、1 月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、 「20,000円×1月間の宿日直日数」により得 た額を月額単価とする。</p> <p>イ 指導医等がオンコール体制にある場合 (20,000円／月額) ×宿日直研修事業延月数 ただし、20,000円の月額単価は、1月間に おける宿日直日数が4日以上の場合とし、1 月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、 「5,000円×1月間の宿日直日数」により得 た額を月額単価とする。</p> <p>4 産婦人科宿日直研修事業経費 産婦人科又は産科の研修を行う病院又は診療 所</p> <p>(1) 指導医等が研修医と当直する場合 (80,000円／月額) ×産婦人科又は産科の 研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、80,000円の月額単価は、1月間に おける宿日直日数が4日以上の場合とし、1 月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、 「20,000円×1月間の宿日直日数」により得 た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 指導医等がオンコール体制にある場合 (20,000円／月額) ×産婦人科又は産科の 研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、20,000円の月額単価は、1月間に おける宿日直日数が4日以上の場合とし、1 月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、 「5,000円×1月間の宿日直日数」により得 た額を月額単価とする。</p> <p>5 小児科宿日直研修事業経費 小児科の研修を行う病院又は診療所</p> <p>(1) 指導医等が研修医と当直する場合 (80,000円／月額) ×小児科の研修期間に おける宿日直研修事業延月数 ただし、80,000円の月額単価は、1月間に</p>	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 (教 育 指 導 經 費) 等 補	臨 床 研 修 事 業 (教 育 指 導 經 費)	<p>おける宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「20,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>(2) 指導医等がオンコール体制にある場合 (20,000円／月額) ×小児科の研修期間における宿日直研修事業延月数 ただし、20,000円の月額単価は、1月間における宿日直日数が4日以上の場合とし、1月間の宿日直日数が4日に満たない場合は、「5,000円×1月間の宿日直日数」により得た額を月額単価とする。</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p>	
助 金	臨 床 (研地 修域 事協 業議 會 經 費)	<p>1, 987千円</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p>	<p>臨床研修に関する地域協議会で地域における研修医の募集定員の調整又は臨床研修病院群の形成について協議、検討するために必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費（謝金）、旅費、会議費、賃金（事務補助者雇上経費）</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 費 等 補 助 金 經 費	臨 床 研 修 事 業 ～ 教 育 指 導 經 費 ～	<p>II 歯科医師</p> <p>◎ 単独型又は管理型臨床研修施設（大学病院を含む。）</p> <p>次により算定した合計額</p> <p>ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数、事業実施研修歯科医数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。</p> <p>また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日在籍する研修歯科医数の総和であること。</p> <p>1 指導経費</p> <p>次に掲げる(1)及び(2)の合計額</p> <p>(1)歯科分 (46,000円／月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>(2)医科分（医科・歯科連携に資する診療科） (46,000円／月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>2 プログラム責任者経費</p> <p>次に掲げる（1）及び（2）の合計額</p> <p>(1) 基本業務 ア 研修歯科医1～19人 700,000円／年額 イ 研修歯科医20人～ 1,400,000円／年額</p> <p>(2) 目標達成管理 (35,500円／月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>3 研修管理委員会経費 222,000円／年額</p> <p>4 へき地診療所研修支援経費 (27,000円／年額) × 事業実施研修歯科医数</p> <p>5 研修歯科医物件費 (4,000円／月額) × 研修歯科医延人数</p> <p>6 指導歯科医資質向上推進経費 394,000円／年額</p> <p>(注) 2 (2) 目標達成管理の算定に係る研修歯科医延人数は国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数を含めること。</p>	<p>歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 研修管理委員会経費 報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）</p> <p>2 プログラム責任者人件費（プログラム管理に係るもの）</p> <p>3 役務費（通信運搬費）</p> <p>4 指導歯科医、指導医（医科・歯科連携に資する科目分）、プログラム責任者（研修歯科医指導分）に係る謝金、人件費、手当</p> <p>5 需用費 医薬材料費（歯科医学研究材料費）、印刷製本費、消耗品費、光熱水費</p> <p>6 プログラム責任者及び指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p> <p>7 へき地診療所の研修経費 旅費</p> <p>8 指導歯科医資質向上推進事業に必要な次に掲げる経費 報償費（謝金）、旅費、需用費、（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）</p>

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨 床 研 修 事 業 （教 育 指 導 經 費） 等 補 助 金	臨 床 研 修 事 業 （教 育 指 導 經 費） 等 補 助 金	<p>◎ 協力型臨床研修施設が申請する場合 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。</p> <p>1 指導経費 次に掲げる(1)及び(2)の合計額 (1)歯科分 $(46,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{研修歯科医延人数}$ (2)医科分（医科・歯科連携に資する診療科） $(46,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{研修歯科医延人数}$</p> <p>2 研修歯科医物件費 $(4,000\text{円}/\text{月額}) \times \text{研修歯科医延人数}$</p> <p>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</p>	<p>歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>1 役務費（通信運搬費） 2 指導歯科医、指導医（医科・歯科連携に資する科目分）、にかかる謝金、人件費、手当 3 需用費 医薬材料費（歯科医学研究材料費）、印刷製本費、消耗品費、光熱水費 4 指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、需用費（図書購入費、教材等材料費、消耗品費）</p>